

視覚障害リハビリテーション研修会（全国対象）一覧

以下、1は目的、2は内容、3は参加資格、4は開催時期、5は開催地、6は参加費用、7は不参加者への資料集等頒布の可否、8は問合せ先、9はその他を示す。なお回答のなかったところは空白になっている。

1. 歩行指導員養成講習会フォローアップ研修会

1. 厚生省委託歩行指導員養成講習会修了者の資質の向上をはかる。
2. ①講義＝学習的指導法と習慣的指導法、視覚障害者用タイル（点字ブロック）について、事例報告・盲老人の歩行訓練、脳の理解と訓練へのアプローチⅢ ②発表＝本校小学部の歩行指導、感覚訓練における音源定位と歩行訓練、鹿児島県における中途失明者生活訓練について、事例報告・中途失明者Nの歩行訓練 ③インフォメーション（参加者による現状報告を含む） ④ディスカッション
（以上は昭和62年度の内容）
3. 厚生省委託歩行指導員養成講習会（日本ライトハウスが実施）を修了した者
4. 年1回、8月頃（昭和63年度は8月9日(火)～10日(水)）
5. 日本ライトハウス職業生活訓練センター（大阪）
6. 2,000円
7. 可 800円（昭和62年度分は歩行訓練研究第2号に掲載）
8. 日本ライトハウス職業生活訓練センター（〒538 大阪市鶴見区今津中2-4-37 TEL 06-961-5521 担当者：芝田裕一）

2. 歩行訓練士研修会

- 1.
2. 全盲者の歩行訓練対象、弱視者の歩行訓練対象の研修会を隔年で実施して

- いる。5日間で講義と実技。全盲者の訓練の場合＝眼疾患について、介護歩行（実技）、屋内歩行、視覚障害者の心理について、重複障害者の歩行について、住宅街の歩行（実技）他
3. 都道府県・指定都市又は身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において歩行訓練及び生活訓練の業務に従事している者で、所属長の推せんする者。
 4. 年1回、6月頃（昭和63年度は6月20日(月)～24日(金)）
 5. 常に定まっており、埼玉県所沢市
 6. 7,000円程度
 7. 可
 8. 国立身体障害者リハビリテーションセンター 学院（〒359 所沢市並木4-1 TEL 0429-95-3100 内線630）

3. 全国盲老人福祉施設連絡協議会（盲老人ホーム）

(1) 施設長研修会

1. 盲老人ホームにおける入所者の処遇、施設運営面における専門性の確立について研究協議し、諸問題の解決方策と盲老人福祉の充実向上を図る。
2. 講演“盲老人ホームのあり方”他、パネルディスカッション、意見発表と協議
3. 盲老人ホーム施設長
4. 年1回、5月頃（昭和63年は10月）
5. 毎回変更し、昭和63年度は長崎
6. 32,000円
7. 可
8. 全国盲老人福祉施設連絡協議会（〒198 東京都青梅市根ヶ布2-722 TEL 0428-24-5700 会長 三浦昌武）

(2) 指導員研修会（2泊）

1. 生活指導員としての役割、機能を見直し、意見発表や情報交換、講演などを通して資質を高め、処遇向上と専門性の確立をめざす。
2. 講演、研究、意見発表、グループ協議
3. 盲老人ホーム生活指導員
4. 年1回、9月頃
5. 毎回変更し、昭和63年度は甲府市
6. 25,000～30,000円
7. 可
8. (1)に同じ

(3) 寮母研修会（2泊）

1. 盲老人処遇に関わる専門的な在り方を追求し、技能の修得向上をはかる。
2. 講演、グループ協議、意見又は研究発表
3. 盲老人ホームの寮母、寮父
4. 年1回、9～10月頃
5. 毎回変更し、昭和63年度は岡山県備前市
6. 25,000～28,000円
7. 可
8. (1)に同じ

(4) 事務職員研修会（2泊）

1. 措置費の適正な執行と施設の維持管理の向上のため、研修し、適切な運営管理に寄与する。
2. 講演、意見発表と協議会、コンピューターの実習
3. 盲老人ホーム事務職員
4. 隔年1回、10月頃
5. 毎回変更し、昭和63年度は東京
6. 25,000～28,000円

7. 可

8. (1)に同じ

(5) 看護婦研修会 (2泊)

1. 盲老人ホームにおける看護業務のあり方を協議し、専門性の確立をめざすこと、および看護技術の向上をはかる。
2. 講演、グループ協議
3. 盲老人ホーム看護婦
4. 隔年1回、10月頃
5. 毎回変更し、昭和64年度は未定
6. 25,000～28,000円
7. 可
8. (1)に同じ

(6) 栄養士調理員研修会

1. 盲老人ホームにおける食生活を見直し、問題点、課題等について研究討議し、盲老人の楽しく豊かな食事の提供の具現と健康増進を実現し、盲老人の福祉の向上をはかることを目的とする。
2. 講演、グループ協議、実習、研究発表
3. 盲老人ホームの栄養士と調理員
4. 隔年1回、7～9月頃
5. 毎回変更し、昭和64年度は未定
6. 25,000～28,000円
7. 可
8. (1)に同じ

(7) 新任寮母研修会 (4～5泊)

1. 盲老人ホームにおける処遇の基礎的知識と技術の基礎を学習し、盲老人処遇の向上に資する。

2. 講演（寮母業務について、心構え、盲老人の心理、病気等）、実習（歩行訓練、寮母業務他）、協議会と情報交換
3. 盲老人ホーム新任寮母、寮父、又は就職後2年以内の寮母、寮父
4. 年1回、7月頃
5. 常に定まっており、東京都青梅市
6. 35,000～40,000円
7. 可
8. (1)に同じ

(8) 交換研修会

1. 実習により、介護技術の向上をはかる。受入施設との情報交換と友好を深める。
2. 実習
3. 盲老人ホーム寮母、寮父、看護婦、栄養士、調理員
4. 年1回、11月頃
5. 全施設が対象、施設間の交換
- 6.
7. 不可
8. (1)に同じ

4. 国立特殊教育総合研究所

(1) 長期研修（視覚障害教育研究部）

1. 特殊教育に関し、指導的立場に立つ教育職員に対し、専門的知識及び技術を習得させ、もって資質の向上と指導力の充実を図ることを目的とする。
2. ①視覚障害児の養護・訓練の内容と方法 ②盲児の教材・教具の開発と活用、③弱視児の学習指導の理論と実際 の各課題のいずれか1つを選択して研修するものとし、その研修の実際に当たっては職員の指導のもとに、研究

室における研究への参加、附属教育相談施設における教育相談への参加、又は特殊教育諸学校における実施研修等を通じて、実験・実習及び調査研究を中心とした研修を行うものとする。

3. 特殊教育諸学校の教員、小学校若しくは中学校において特殊教育に従事している教員又は教育委員会、教育センター等において特殊教育を担当する教育職員で、原則として3年以上の教育年数を有し、かつ都道府県（指定都市を含む）において今後特殊教育に関し指導的立場に立つ者とし、教職経験年数5年以上、盲教育経験・弱視教育経験年数が3年以上で45歳以下とする。
4. 1年間（4月～3月）
5. 当研究所
6. 無料
7. 該当なし
8. 国立特殊教育総合研究所運営部研修情報課研修係（〒239 横須賀市野比2360 TEL 0468-48-4121 内線 232 研修情報課長 立原 敏）

（2）短期研修（視覚障害教育コース）

1. (1)に同じ
2. 大学教員、学識経験者、研究所職員等の指導のもとに講義、研究協議・演習・実習、実地研修等により行う。 ①講義＝視覚障害児の心理、視覚生理と眼疾患、視覚障害児の学習指導、視覚障害児教育と視覚補償機器。 ②演習＝視覚補償機器実習、歩行訓練実技 ③実地研修＝特殊教育諸学校、福祉施設等 ④研究協議＝班別又は全体で研修生のもつ事例や特定の課題について発表又は討議する。 ⑤自己研修＝研究協議等の課題について自主的に研修する。 ⑥レポート作成＝研修に関するレポートを400字詰原稿用紙で10枚程度にまとめる。
3. (1)に同じだが、経験年数、年齢が異なり、盲学校及び小・中学校の特殊学級（弱視）担当教員で教職経験年数が3年以上で視覚障害教育経験年数が1年以上の者。40歳以下。
4. 年1回約3ヶ月

5. (1)に同じ。
6. (1)に同じ
7. (1)に同じ
8. (1)に同じ

(3) 新任特殊教育諸学校等校長・教頭講習会

1. 全国の盲学校、聾学校、養護学校（以下「特殊教育諸学校」という）等の新任の校長及び教頭に対し、特殊教育諸学校等の運営上の諸問題について、職務に必要な研修を行い、その識見を高め、指導力の向上を図ることを目的とする。
2. ①講演＝心身障害児とあゆんだ道 ②講義＝国立特殊教育総合研究所長の講話、特殊教育の課題と展望、特殊教育の沿革、心身障害児の精神衛生、国立特殊教育総合研究所及び国立久里浜養護学校の成立と役割、心身障害の種類と特性、教材・教具の開発と利用、心身障害児の発達と教育、養護学校経営の経験から ③分科会＝教育課程編成上の諸問題 ④実地見学＝国立特殊教育総合研究所、国立久里浜養護学校（毎年度検討）
3. 国、公、私立の特殊教育諸学校及び特殊学級を置く小・中学校の校長、教頭で原則として、特殊教育諸学校の勤務又は小・中学校の特殊学級の担当経験のない新任者とする。
4. 年1回、11月頃、約5日間
5. (1)に同じ
6. (1)に同じ
7. (1)に同じ
8. (1)に同じ

(4) 特殊教育センター等教育相談職員講習会

1. 都道府県又は指定都市の特殊教育センター等において、心身に障害のある子供の教育相談を担当している職員の資質の向上を図り、もって教育相談業務の円滑な運営に資する。

2. ①講義=教育相談の在り方、親を理解すること、親への援助、子供を理解すること(1)、同(2)、子供への対応 — 情報の整理と処遇 — 、諸機関との連携(1) — 学校教育との関連 — 、諸機関との連携(2) — 福祉・医療との関連 — 、教育相談の評価と改善 ②演習=親を理解すること、親への援助、子供を理解すること、子供への対応、諸機関との連携 ③研究協議=教育相談の現状と課題 — 専門職の役割 — (昭和62年度のカリキュラム)
3. 都道府県又は指定都市の特殊教育センター又は教育センター等において、心身に障害のある子供の教育相談を担当している職員とする。
4. 年1回、8月頃、約10日間
5. (1)に同じ
6. (1)に同じ
7. (1)に同じ
8. (1)に同じ

5. 筑波大学学校教育部

(1) 弱視教育研修講座

1. 弱視教育に携っている教員を対象に研修を行い、弱視児童生徒の指導に関する実践的能力の向上に資する。
2. 実際指導に関連した基本的応用的理論と実技に重点を置く。教育現場の弱視教育経営上の諸問題について研究協議し、その改善を図る。
3. 弱視教育担当教員等
4. 年1回、6月頃(昭和63年度は6月13日(月)～15日(水))
5. 筑波大学学校教育部
6. 3,600円
- 7.
8. 筑波大学学校教育事務部業務課業務係(〒112 東京都文京区大塚3-29-1 TEL 03-941-6841 公開講座担当責任者:大川原 潔)

(2) 盲・弱視児童生徒理科実験指導研修講座

1. 盲児童生徒や弱視児童生徒に対する理科指導において困難を伴う各種実験等について、効果的に安全な指導法を実際に即して研修する。盲学校、弱視学級における理科教育の在り方について研究協議し、その改善に資する。
2. 視覚障害と理科教育、理科教育の実験方法
3. 盲学校教員及び小・中学校弱視学級担当教員
4. 年1回、10月頃
5. (1)に同じ
6. (1)に同じ
- 7.
- 8 (1)に同じ

6. 夏の山中湖研修会

1. ①この会は教育や福祉の現場で実践されている先生方が日頃の成果を報告して問題点を検討し合うと共に大学や研究所のスタッフを通して新しい知識を獲得していただく場を提供することを主旨としています。②視覚障害教育・心理研究会の会員の親睦と学習。
2. ①研究報告 ②分科会＝盲学校、弱視教育、重複教育 ③レクリエーション
3. 特になし
4. 年1回、8月下旬、3日間
5. 山梨県（筑波大学山中湖研修所）
6. 10,000円（昭和62年度）
7. 可（実費＋郵送料）
8. 視覚障害教育・心理研究会（〒305 茨城県新治郡桜村天王台1-1-1 筑波大学心身障害学系内 TEL 0298-53-6747、4714 代表者：佐藤泰正）